

杉並区産業振興審議会条例

平成24年 3 月 22 日
条例第16号

(設置)

第 1 条 産業の振興に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、産業の振興に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員28人以内をもって組織する。

(1) 区内の産業団体に属する者 10人以内

(2) 産業関係者 10人以内

(3) 学識経験者 3人以内

(4) その他区長が適当と認める者 5人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 審議会に副会長 1 人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第 6 条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第 3 条第 1 項に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第 7 条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略